

派遣労働者と事業主向け

無料相談窓口のご案内

令和2年4月1日に、
派遣労働者の**同一労働同一賃金**の実現に向けた
改正労働者派遣法が施行されます。

「派遣労働者の同一労働同一賃金の制度内容がわからない」

「どのように制度導入の手順を進めていくのかわからない」

「派遣先の正社員との待遇差が気になる」といった悩みを持つ派遣労働者や事業主のために、
愛媛労働局に無料で相談できる「**派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口**」を設置します。

お問い合わせ先

下記電話番号から、来所日時をご予約ください。

 **089-943-5833**

(受付：平日8：30～17：15)

※ご予約がなくても来所いただけますが、お待たせする可能性があります。

無料相談窓口業務開始日：令和元年10月25日

= 派遣労働者の均等・均衡待遇に係る特別相談窓口 =

<住所>

〒790-8538

愛媛県松山市若草町4番地3 松山若草合同庁舎 5階

愛媛労働局職業安定部職業安定課 **需給調整事業室** 内

- ※ 法律の施行日（令和2年4月1日）前は、対応できる支援が限られる可能性があります。
- ※ 雇用管理の改善に関する具体的な相談は、お近くの「働き方改革推進支援センター」もご利用できます。
- ※ 寄せられたご質問などに対しては、労働局需給調整事業室の担当者がご説明します。